

高校野球特待生問題に関する一考察

- 滋賀県内の高校球児を対象として -

内藤 光平 (生涯スポーツ学科 学校スポーツコース)
指導教員 谷川 尚己

キーワード (高校野球 特待生 高野連)

I. 緒言

平成 19 年 3 月にアマチュア野球選手 2 名が栄養費などの名目で金銭を受け取っていたことが明らかとなった。これは当時の日本学生野球憲章 13 条 1 項¹⁾ に抵触するのである。高野連は 4 月から全国の加盟校すべてに対して実態調査を行い、高野連が対策を出して問題解決に乗り出した。特待生に関するアンケート用紙が加盟校の指導者に配布され、平成 19 年 9 月に Web 上でもアンケートが実施された。加盟校 4227 校の回答は指導者であり、Web 上の 10 代の回答は約 9% で 10 代の学生世代のアンケートが少なかった。

そこで、今回硬式野球部員を対象にアンケート調査を行い、指導者と Web 上のデータとを比較することにした。さらに公立高校と私立高校の違いについても分析し、特待生のあり方について考察することにした。

II. 研究方法

1) 調査対象

本研究では、滋賀県内の公立高校 2 校 99 名と私立高校 1 校 55 名の硬式野球部に所属する高校生合計 154 名を対象とした。

2) 調査方法

高野連から加盟校に配布され、また Web 上で実施されたものと同様のアンケート調査を行った。その結果を指導者と Web 上のデータと比較し、公立高校と私立高校の違いについても分析した。

III. 結果と考察

1) 高校生の結果と指導者と Web 上との比較

高校生と指導者と Web 上は特待生を認めており、その理由は、経済的援助制度であった。しかし、その条件として学業が一定水準にあることや生徒の模範であることが最も多かった。また、入学後の特待生決定は、早い時期が望ま

しいと考えている。特待生の人数について、高校生は各学年 3~6 名であったが、指導者と Web 上は各学年 4 名以下あるいは各学校に任せるべきだと考えていた。さらに、特典は入学金、授業料などの免除と答えていた。次に本研究と Web 上の情報公開する事項については、特待生があること、人数と基準についての回答が多かった。

2) 公立高校と私立高校の比較

特待生制度を認める割合は、公立(87%) が私立(75%)より高かった。特待生の人数は、公立は各学年 3~6 名が望ましいと考えていた。私立は各学年 4 名以下あるいは各学校に任せるべき望ましいと考えており、私立の意見は指導者や Web 上の意見に近いと言える。次に、公立では、早い時期に特待生と決定することが望ましいと考えていた。特待生を認める理由として、公立、私立とも経済的援助制度と答えていた。ともに情報公開する事項は、特待生があること、人数と基準についてが回答が多かった。また、特典についても同様に入学金、授業料などの免除が一番高い項目だった。

IV. まとめ

高校生と指導者と Web 上の考えは特待生制度を認める意見が多かったが、人数などで違った結果も見られた。公立と私立でも特待生制度を認める意見が多かったが、人数などで違った結果も見られた。これらの違いは、知識や理解の違いによるものだと考えられる。特待生制度にはこのように条件が必要ということが分かった。今後これらの内容について、より深く追求していきたい。

参考文献

1) 日本学生野球憲章, 憲章&規定, (財) 日本高等学校野球連盟

<http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>